

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（513）」

2. 日時：平成29年2月6日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、江寄安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、安達係員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループマネージャー 他6名

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他1名

日本原子力発電株式会社：開発計画室 土木グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」におけるアクセスルートの地盤評価について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

- 第一GTGケーブルダクトの浮き上がり評価対象の抽出結果について、杭の押し込み力だけでなく杭の引き抜き力に対する検討結果も説明すること。
- 揺すり込みによる沈下率の評価について、対象地点を荒浜側3カ所とする代表性を説明すること。
- 揺すり込み沈下率の算出過程を具体的に説明すること。
- 5号東側保管場所の周辺斜面をすべり安定性評価対象から除く根拠については、斜面から離隔50m及び斜面高さの1.4倍の離隔の判定値に対しても検討し説明すること。
- 5号東側保管場所の支持性能については、杭先端支持力だけでなく杭体

の健全性も説明すること

- アクセスルートへの津波の繰り返し浸食の対策について説明すること。
- 液状化のパラメータ設定について他条文と異なる方法を用いることの考え方を説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について